

子ども・子育て会議（第26回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第29回）
合 同 会 議
議 事 録

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て会議（第26回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第29回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成27年10月21日（水）9：30～11：30

場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

1.開 会

2.議 事

- （1）私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について
- （2）地方版子ども・子育て会議の取組（市町村子ども・子育て支援事業計画）事例調査
- （3）その他

3.閉 会

【配布資料】

- 資料1 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について
- 資料2 地方版子ども・子育て会議の取組（市町村子ども・子育て支援事業計画）事例調査報告書
- 資料3 平成28年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求について
- 資料4 - 1 保育所等関連状況取りまとめ（平成27年4月1日）
- 資料4 - 2 「待機児童解消加速化プラン」集計結果
- 資料4 - 3 待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況について
- 参考資料 委員提出資料

無藤会長・部会長 それでは定刻となりましたので、「第26回子ども・子育て会議、第29回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開催いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、加藤内閣府特命担当大臣、高鳥内閣府副大臣、高木内閣府大臣政務官に御出席をいただいておりますので、はじめに御挨拶をいただければと存じます。

加藤内閣府特命担当大臣、よろしくお願いいいたします。

加藤内閣府特命担当大臣 皆様、おはようございます。

本日は、子ども・子育て会議、子ども・子育て会議基準検討部会合同会議、それぞれ御多用の中、また遠路こうして足を運んでいただきまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

今月7日に内閣府特命担当大臣を拝命いたしました加藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

御承知のように、我が国の年間の出生数は約100万人まで減っているところでございまして、少子化の現状は社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にあると認識しております。子ども・子育て支援新制度につきましては、従来の制度を大きく転換いたしまして、本年4月にスタートいたしました。この半年間、各施設には給付費等の支払いの遅延、あるいは事務負担の増大など、幾つかの課題もこの間、提起をされておりましたけれども、おかげさまをいただきまして、一つ一つ関係者の御協力をいただきながら対応させていただいているところでございます。

きょうは私立保育園の移行状況あるいは地方自治体の取り組み、こういった点について御議論いただくこととしておりますが、今後とも関係皆さん方の御協力をいただきながら、この子ども・子育て支援新制度がしっかりと定着をしていく、また、この本来の趣旨がしっかりと発揮できるように対応していきたいと思っております。

また、加えて、今の安倍政権の方針として、少子化の進展に歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくり上げていく。こうした強い決意を明らかにするとともに、戦後最大のGDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという大きい目標、なかなかハードルは高いわけでありましてけれども、これを掲げて、その実現を目指して、政策を総動員していきたいと考えております。

中でも、新しい三本の矢の第二の矢であります「夢をつむぐ子育て支援」が掲げられております。これは希望出生率1.8の実現を目指して、子育てに優しい社会をつくっていかうということでございます。子ども・子育て支援新制度は、まさに第二の矢の中核部分を占める大変大きな要素でございます。

どうか委員の皆様方の御指導、御支援のもと、この制度がさらに充実をしまいるよう全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

無藤会長・部会長 ありがとうございました。

続きまして、高鳥内閣府副大臣、お願いいたします。

高鳥内閣府副大臣 皆さん、おはようございます。

このたび内閣府副大臣を拝命いたしました高鳥修一でございます。

私は、これまで厚生労働分野を中心に活動してまいりましたが、そういう意味で、子ども・子育ての関係にもかかわらせていただいております。

加藤大臣をお支えしてしっかり頑張っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、高木内閣府大臣政務官、お願いいたします。

高木内閣府大臣政務官 皆さん、おはようございます。

このたび内閣府大臣政務官を拝命し、加藤大臣のもと、少子化対策を担当することになりました高木宏壽でございます。

委員の皆様方の深い御知見を伺いながら、加藤大臣、高鳥副大臣とともに、子ども・子育て支援新制度の着実な実施に向けて全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

なお、加藤大臣を初め高鳥副大臣、高木政務官、公務のため、ここで御退出させていただきます。

加藤内閣府特命担当大臣 ひとつよろしくお願いいたします。

(加藤内閣府特命担当大臣、高鳥内閣府副大臣、高木内閣府大臣政務官退出)

無藤会長・部会長 また、カメラの方々もここで退出をお願いいたします。

(報道関係者退出)

無藤会長・部会長 それでは、議事に入りたいと思いますけれども、まず、その前に、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

竹林参事官 事務局でございます。

委員の御出欠について御報告申し上げます。

小室淑恵委員、佐藤博樹委員、蜂谷真弓委員、稲見誠委員、今村定臣委員、葛西圭子委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございます。

また、王寺直子委員、尾崎正直委員、高橋睦子委員、徳倉康之委員におかれましては、本日、所用により御欠席ですが、代理といたしまして、全国認定こども園協会副代表理事、古渡一秀様、高知県地域福祉部長、井奥和男様、日本労働組合総連合会副事務局長、安永貴夫様、NPO法人ファザーリング・ジャパン理事、高祖常子様にお出向いただいております。

なお、宮島委員におかれましては、10時ごろからの御出席予定となっております。

また、このたび10月1日付で事務局に人事異動がございましたので、あわせて紹介をさせていただきます。

まず、内閣府でございますけれども、子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援

担当)付企画官に川鍋慎一が着任しております。

続きまして、文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼児教育企画官に成松英範が着任しております。

続きまして、厚生労働省でございますが、大臣官房審議官に吉本明子が着任しております。

同じく厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長に横幕章人が着任しております。

同じく厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室長に野村知司が着任しております。

以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までお配りしております。漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の予定であります。

まず「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について」です。

第2に「地方版子ども・子育て会議の取組(市町村子ども・子育て支援事業計画)事例調査」につきまして。

そして「その他」であります。2つほどございます。

一括して事務局からの御説明を受けた後に、御議論をお願いしたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

淵上幼児教育課長 文部科学省幼児教育課長の淵上でございます。

まず私から、資料1に基づきまして、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度の移行状況について、御報告を申し上げます。

資料1の1ページ目をごらんいただければと思います。

平成28年度、来年4月におけます私立幼稚園の新制度への移行状況についてでございますが、これは2つの調査結果に基づいて、以下のような見込みになるものでございます。

1つ目は、この7月に発表いたしました私立幼稚園のフォローアップ調査の結果。そして、今回実施をいたしました、来年4月の移行に関する意向調査、この2つを踏まえまして次のようになります。

対象の私立幼稚園数は8,000園余りでございますけれども、この8,000園余りのうち、平成28年度までに新制度に移行する幼稚園、あるいは移行する方向で検討中を含みますが、これが全体の30.7%に当たります2,486園という状況でございます。

このほか、移行を検討中の園というところが55.1%の4,465園ございます。このうち平成29年度以降、新制度に移行するという予定のところは10.9%、状況により判断したいというところが44.2%ということでございます。

この1番と2番を合わせますと85.8%の幼稚園が移行について何らかの関心を示しているという状況かと思われれます。将来的にも移行する予定はないという園が11.4%、無回答

などはこのとおりでございます。

その下に参考として乗せさせていただいておりますが、先ほど申し上げました7月に公表いたしました27年度、この4月に新制度に移行した実績でございます。

まず、対象園は8,000余りでございますけれども、27年3月時点の私立幼稚園が8,000余りで、2番の新制度に移行した私立幼稚園が23.2%、1,884園ということでございまして、先ほどの2,486園の内数になっているものでございます。移行しなかった園は6,221園、76.6%等々となっているところでございます。

続きまして、2ページをごらんいただければと思います。このたび実施をいたしました私立幼稚園の新制度の来年の移行についての意向調査の結果でございます。

調査の趣旨といたしましては、現在、私学助成や幼稚園就園奨励費の対象となっている私立幼稚園が28年度にどの程度、新制度の対象となるのかという把握をするためのものでございます。

調査内容は大きく2つございまして、新制度へ移行するかどうかの意向の確認と、移行を検討するに当たっての懸案事項などについて調査をしたものでございます。

調査方法、対象園は3番の2つ目のポツにございます。新制度に移行していない全ての私立幼稚園ということで6,000園余りを対象として、この7月時点での状況を把握したものでございます。なお、印にございますが、調査時点での各施設の意向を取りまとめたものでございますので、その後の状況によって変わっている可能性があることは御留意いただければと存じます。

それでは、結果についてでございますが、3ページをごらんいただきたいと思います。

28年度におけます新制度への移行に関する調査、これは先ほど申し上げました母数は6,000余りの現在私学助成に残っている園を対象としたものでございます。

1番が平成28年度に新制度に移行する、移行する方向で検討中を含むものが9.6%、594園ということでございまして、6,218園に占める割合は9.6%ということでございますが、この594園は先ほど1ページ目で御紹介いたしました30.7%、2,486園の内数ということになっているわけでございます。

1番の(2)のところでございますが、594園がどういう類型で来年度新制度に移行するかというものを調べたものでございます。

(2)の は認定こども園となって移行するところが315園でございます。このうち幼保連系型認定こども園が160、幼稚園型認定こども園が146というような状況になってございます。

一方、幼稚園のまま移行するというのが232園でございます。まだ検討中のところも幾分残っている状況でございます。また、28年度には移行しないというところが残りになるわけでございますが、そのうち29年度以降、新制度に移行する園というものが881園でございます。2番の でございますが、状況により判断というのが3,584園というところでございます。

以上が来年度以降の移行の調査結果でございますが、4ページが移行を検討するに当たって懸案と考えている点というものを複数回答で調べた結果でございます。(i)は29年度以降、新制度に移行するか状況により判断したいという園の御回答でございます。

一番多いのが、この表の下から2つ目の「新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある」、これが70.3%、2,518園ということで、事務量の問題が挙げられているところでございます。

2つ目に多いのがその1つ上でございまして、施設の収入面での不安があるというところ。3つ目に多いのは、その2つ上でございますが、応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある。このほか、所得に応じた保育料になるなど、利用者負担の仕組みに不安がある、あるいは新制度の仕組みが十分に理解できないといったようなところが挙げられているところでございます。

4ページの(ii)は将来的にも移行する予定はないというところにも聞いたものでございますけれども、傾向はおおむね今、申し上げたのと同じような傾向でございます。

続きまして、5ページをごらんいただければと思います。私立幼稚園が0、1、2歳の小規模保育事業を実施する希望があるかどうかというものを調べたものでございます。小規模保育には家庭的保育事業も含んで調査してございますけれども、対象となります私立幼稚園は5,621園。これは私学助成のまま私立幼稚園で残っているという園と、新制度に移行する幼稚園、両方含んだ数でございますけれども、5,600園余りの園に聞いたところ、小規模保育事業などを幼稚園で併設して実施を希望するというところが15.4%の866園あったところでございます。

続きまして、最後に6ページでございますけれども、今、ごらんいただきました新制度の円滑実施について、幾つかの懸案が挙げられているわけでございますけれども、これに向けての考えられる対応というものをまとめたものでございます。

新制度の円滑実施に向けて主な課題として幾つか挙げられているところでございます。今ほどの意向調査で把握をした情報あるいは個別に自治体関係者などから聞き取ったものでございますけれども、大きく4つに分類できるかと思っております。

1つ目は、地方自治体、事業者への周知の点でございます。これは必ずしも十分に進展をしていないということから、制度運用が円滑に進んでいない部分があるというように聞いております。

また、市町村と私立幼稚園との関係構築、あるいは保護者の理解が得られるかについて不安を感じている園が多いということでございますので、考えられる対応といたしましては、これまでも自治体、事業者との情報交換を行ってきたところでございますけれども、さらに自治体、事業者との情報交換、意見交換を継続して実施をしていくということが考えられます。

また、FAQも随時更新をして支援を申し上げているところでございますけれども、さらに現場の意見、要望などを踏まえてきめ細かな対応をしてまいりたい、FAQの更新、個別の助

言などを行ってまいりたいと思います。

また、公定価格について、その加算認定などがおけているというような御指摘もございますので、これがさらに速やかに実施されるように、本来支払われるべき額に基づく給付の早期実施などをさらに促してまいりたいということでございます。

2つ目が事務負担の軽減という観点でございます。先ほどの意向調査でもございましたが、移行に当たっての事務手続などが非常に重たい。事務の負担が過重となっているというような御意見があるところでございます。考えられる対応といたしましては、請求事務の簡素化などの検討。ここには様式の可能な限りの統一といったことも含まれてくるわけでございます。

また、施設所在市町村による事務局の一括対応の促進というようなことも検討すべき課題かと思えます。私立幼稚園の場合には広域利用が多うございます。複数の市町村から通ってこられるというケースが多いわけでございますけれども、そうなりますと、さまざまな事務手続、加算認定などの書類をそれぞれの市町村に提出をして事務手続を行うということが行われておりますので、これができる限り一括対応できれば事務負担も軽減されるかなと考えておりますので、こういうあたりがどこまでできるのかということを検討する必要はあるかと思えます。また、移行準備に係る事務経費の補助ということで、28年度概算要求でも盛り込んでいるところでございます。

7ページでございます。収入面での不安への対応というところでございます。これは昨年からも御指摘をいただいておりますが、私学助成の水準の高い園を中心に減収などに対する不安が強いということで、移行の懸案要素、要因となっているということでございます。

考えられる対応としましては、まずは何と言いましても、28年度予算におきます所要額をきちっと確保していくということ。0.7兆円リストはもとよりでありますけれども、できる限り1兆円リストの実現に向けて最大限努力をしていくということかと思えます。

また、これまでも昨年度も地方自治体、都道府県を中心に単独補助、移行に対して減収になるところに対する補助というものを御工夫いただいている自治体もあるところでございます。引き続き地方自治体における単独補助も行っていただけるよう、また、充実していただけるように、国と地方、連携しながら円滑な移行を支えていけるような仕組みをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

4番は有資格者不足への対応ということでございます。有資格者、幼稚園教諭・保育士の確保が困難となっているということから、一時預かり事業の実施、あるいは施設型給付における加配加算の確保が困難となっていることがございます。考えられる対応としては、当然教育・保育の質が下がらないように十分留意をする必要はありますけれども、その前提の上で、一時預かり事業や施設型給付における加算等に係る資格要件などが一定程度緩和できないかどうかというようなことを検討する必要があるかと思えます。また、私学助成から一時預かり事業への移行が困難な場合に、引き続き私学助成を継続できるよ

うな配慮も検討していく必要があるかと思っております。

以上が今回の調査結果あるいは前回の調査結果と合わせた私立幼稚園の意向の状況でございますけれども、今後、今、申し上げたような課題を一つ一つ丁寧に検討しながら、移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できますよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

竹林参事官 続きまして、内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）参事官でございます。

私からは資料2と資料3を続けて説明させていただきたいと思えます。

まず、資料2でございます。地方版子ども・子育て会議の取組事例調査報告書について説明をさせていただきます。

まず「Ⅰ 調査の概要」で「1. 調査の目的」でございますが、新制度におきましては、各市町村が地域の実情に合った子ども・子育て支援事業計画を策定することになっており、各市町村で施策を効果的に実施していただくためには、継続的に地方版子ども・子育て会議において計画の点検・評価、見直しを行っていくということが重要であります。そのために活発な活動を行っている地方版子ども・子育て会議の取り組みなど、他の自治体にとって参考となるような事例について調査して、事例集として取りまとめた上で全自治体に提供することにしたものでございます。

調査につきましては、民間研究所への委託調査として実施しておりますけれども、調査に当たりましては、有識者などによる企画評価委員会を開催いたしまして、調査方針・調査事項・調査対象市町村の特定のほか、報告書の内容についても御検討いただく形をとってまいりました。企画評価委員会についてはページ中段にございますとおりでございます。

2ポツの調査対象、調査方法についてでございますが、まず、調査対象につきましては、地方版子ども・子育て会議の取り組みや計画の内容に関しまして、先進的と考えられる市町村を中心に人口規模でありますとか地域バランスなどを勘案しまして、30の市町村を調査対象として選定いたしております。選定された30市町村については、資料の1ページ目の下の表にございますとおりということでございます。

続きまして、調査方法につきまして、対象の30市町村にヒアリング調査を実施するとともに、30市町村の地方版子ども・子育て会議の会長、委員の方お一人に対してアンケート調査を実施しております。なお、30市町村の選定の考え方につきましては、今、申し上げたとおりでございますが、これら以外に先進的な取り組みをしている市町村はないということでは決してございませぬし、報告書で紹介する事例につきましても30市町村の調査の中で把握した情報を御参考までに提供、共有するという趣旨でございます。

次に、2ページ目でございます。「 調査結果概要」でございます。

構成としましては大きく5項目となっておりまして、1つ目ですが、地方版子ども・子育て会議の運営に関する事例ということで、会議を効果的に進めるための取り組みとい

たしまして、例えば委員構成上の工夫でございますとか、部会などの設置、意見を出しやすくするための運営上の工夫、こういったことについての事例を掲載してございます。

ここでは企画評価委員のコラムにおきまして、北海道別海町における子ども・子育て会議委員の自主的取り組みや東京都墨田区における区民参加の取り組みについて詳しく紹介しておりますし、また、調査した30市町村における地方版子ども・子育て会議の具体的委員構成でございますとか、ことし何回開催するかという開催予定数、予定のテーマのリストも掲載しているところでございます。

下の次の2つ目でございますが、子ども・子育て支援に関するニーズ把握についての事例ということで、計画の作成に当たって多様なニーズを把握するための各市町村の取り組み事例としまして、例えば香川県小豆島町における全町民を対象とするニーズ調査。あるいは札幌市におけるワークショップを開催しての当事者、子どものニーズの把握、こういった事例について紹介をしております。

3つ目でございますが、支援事業計画の特徴、計画実現に向けての推進体制などに関する事例ということで、支援事業計画の位置づけでございますとか、基本理念、目標などに関し、特徴のある事例としては岩手県遠野市において子育て支援を市の優先方針として位置づける従来からの理念・条例との関連を考慮して新制度の計画を策定した事例などを紹介しておりますし、また、計画の実現に向けての行政機構の改革など、推進体制の工夫に関する事例といたしましては、埼玉県和光市における縦割り解消のための組織再編の事例などを紹介しているところでございます。

次に、4ポツでございますけれども、子ども・子育て支援施策の具体的内容に関する事例につきましては、といたしまして妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援に関する事例として、例えば三重県名張市などの事例を紹介しておりますし、でございますが、今、申し上げた以外の特徴的な地域子ども・子育て支援事業の事例、具体的には大分県豊後高田市や横浜市の事例を紹介しております。

また、として、地域子ども・子育て支援事業以外のその他の特徴的な市町村、独自の子ども・子育て支援に関する事業の事例についても紹介をしております。

また、繰り返しになりますけれども、ここで紹介されている事例につきましては、全国の多くの地域でさまざまな好事例がある中で、地域的にも取り組み分野的にも決して全てを網羅しているわけではございませんので、あくまで30市町村の調査の中で把握した情報を提供、共有するという趣旨でございます。

最後に5つ目でございますが、支援事業計画の点検・評価、見直しの仕組みに関する事例ということで、計画の点検・評価、見直しに当たっての基本的な考え方でございますとか、評価指標ということにつきましては、いまだ検討中の市町村が多いわけでございますが、その中でも一定の方針や評価指標を定めている事例として、岩手県遠野市でございますとか、東京都の墨田区、世田谷区などの事例を掲載しているところでございます。

3ページ目でございます。「チェックポイント」でございますが、これにつきまし

では、今、申し上げました調査結果から、各市町村において取り組みを行うことで新制度の円滑な施行や効果的な実施が図られると思われる事項のほか、これらの事項に関連しまして、既に国の基本指針などで挙げられているような各市町村で最低限取り組んでいただくべき基本的な事項を、これは各自治体の御担当に日々の業務の中で御参照いただきやすいようにチェックポイントという形で整理させていただいております。

構成としましては、本報告書本体の5項目に即して整理をしておりますけれども、ここには、そのうちの項目の幾つかが例示で挙げられておりますが、をつけてある項目が基本指針でお示ししているような、各市町村で最低限取り組んでいただきたい基本的な事項であるのに対しまして、の項目につきましては、各市町村において取り組みを行うことで新制度の円滑な施行や効果的な実施が図られると思われる事項、言い換えればやや応用問題的な項目という形で整理しております。

ここにお示ししている項目は例示ということでございますので、本報告書の中では全部で32項目のチェックポイントをお示ししております。報告書そのものは、きょう、各委員の皆様方の席上に置かせていただいている水色の表紙の冊子でございます。これを全自治体に配付させていただきます。事例集やチェックポイントにつきましては、ぜひ日々の業務に活用いただきまして、地方版子ども・子育て会議の活性化などにお役立ていただければと考えている次第でございます。

続きまして、資料3でございます。こちらはA4横の資料でございますけれども、「平成28年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について」ということで、8月末に既に行っております概算要求に関して御説明いたします。

資料は内閣府、厚生労働省、文部科学省、3府省分がでございますけれども、一括して私から説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。ここからが内閣府要求分ということになります。御案内のとおり、新制度における幼稚園や保育所に対する給付、あるいは地域子ども・子育て支援事業に関する交付金、そして児童手当につきましては、27年度から既に内閣府の所管ということになってございます。

全体といたしまして、上のほうの緑の枠の中にあるものですが、2兆1,408億円プラス事項要求ということでございます。2兆1,408億円の内訳でございますが、1ページ目と2ページ目に1ポツ、2ポツがございますけれども、1ポツの新制度の実施という部分が2兆1,405億円プラス事項要求ということで、そのほとんどを占めているという構造でございます。

この1ポツの内訳でございますが、まず教育・保育、そして地域の子ども・子育て支援の充実として7,250億円プラス事項要求とございますが、そのうち教育・保育給付につきましては、これは幼稚園、保育所、認定こども園に対する施設型給付でございますとか、小規模保育などに対する地域型保育給付などの合計ですけれども、6,165億円プラス事項要求。その下、の地域子ども・子育て支援事業につきましては、1,085億円プラス事項要求とい

うこととさせていただきます。

これらの事項要求と申し上げた部分を除いた額につきましては、27年度の当初予算の金額と基本的に同額にしてさせていただきます。今、申し上げました7,250億円という数字、27年度予算でいわゆる0.7兆円ベースの量的拡充、質の向上分として確保された約5,000億円との関係について説明しておきますと、約5,000億円という数字は地方負担分も含めた数字でございます。国庫負担分はそのうち約2,200億円程度なのでございますが、2,200億円は25年度の予算規模を土台とした増加分ですが、今回の7,250億円というのはその土台分も含めた全体ということでございますので、2,200億円は7,250億円の内数ということになります。

また、事項要求と申し上げたことにつきましては、1ページ目の下にございますけれども、量的拡充、質の向上、そして幼児教育無償化に向けた段階的取り組みについて事項要求ということで夏の段階では概算要求しております。今後、予算編成過程で検討してまいります。

なお、本日、この機会にこの分野のさらなる質の向上に関しまして28年度予算での対応の方向性につきまして、特段の御意見がございましたら、ぜひこの機会に御発言をいただければと存じます。

次の2ページ目でございますけれども、児童手当につきましては、1兆4,155億円ということで、これは対象児童数の減少が見込まれることから、27年度予算額よりは若干少ない金額での要求としてございます。

次に「2. 少子化対策の総合的な推進等」ということで、新制度の施行に関するシステム整備でございますとか、広報・啓発や調査研究の経費、それから会議費などについてトータルで3億円の要求を行っているところでございます。

内閣府分については以上でございます。

次に、3ページ目からが厚生労働省の子ども・子育て関係の要求についてでございます。

まず、全体としては待機児童解消策の推進など、保育の充実を図るために、厚生労働省予算としては928億円、今、説明しました内閣府予算の一部も含めて考えますと8,035億円プラス事項要求という形でございます。

まず1つ目でございますが、待機児童解消加速化プランのさらなる展開ということで、まず、保育の受け入れ枠の拡大のために保育所や小規模事業所などの施設整備費でございますとか、小規模保育事業所などの改修費、あるいは賃貸料の支援を行う経費などを要求しておりますけれども、新しい日本のための優先課題推進枠を活用しまして、今、申し上げた賃借料や土地借料の支援でございますとか、整備費などの補助率のかさ上げに必要な経費も要求しているところでございます。

4ページ目は保育士の確保に関してでございますが、本年1月に策定をいたしました保育士確保プランに基づく取り組みとしまして、例えば保育士・保育所支援センターによる潜在保育士に対する定期的な再就職支援でございますとか、未就学児がいる潜在保育士に対する保育料の一部の支援、あるいは潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の支援で

ございますとか、あるいは修学資金貸付、あるいは各種の研修、講習の実施など、保育士確保対策の充実を図り、また保育士の質の向上、人材確保を行うための経費などを一部優先課題推進枠を活用して要求しているところでございます。

4 ページ目の下のほうの「2. 地域子ども・子育て支援事業の推進」については、5 ページ目にかけて記載してございますけれども、1 つ目に市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育でございますとか、病児保育事業、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業の推進を図るとともに、5 ページ目の中ほどでございますが、認可を目指す認可外保育施設への支援等ということで、認可保育所などへの移行を希望する認可外保育施設でございますとか、認定こども園への移行を希望している長時間の預かり保育を行う幼稚園の運営に関する費用について財政支援を行うための経費などにつきまして、こちらは内閣府予算において要求しているものでございます。

同じく5 ページの下のほう、「3. その他の保育の推進」ということで、子ども・子育て支援新制度においてさまざまな給付、事業が拡充されていることに伴いまして、1 つには担い手となる職員の資質向上、人材確保を行うための各種研修の実施でございますとか、あるいは新制度の円滑な施行、制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施するための経費を要求しているところでございます。

続きまして、6 ページ目でございますけれども、社会的養護の充実という部分でございます。これにつきましては、虐待を受けた子供など、社会的養護が必要な子供に対する支援につきまして、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親あるいはファミリーホームへの委託でございますとか、小規模グループケアなどの小規模化を推進すること、それから、児童養護施設など、退所後の社会的自立につなげるため、きめ細やかな支援を実施していくことなどに必要な経費として概算要求におきまして1,221億円プラス事項要求という形でございます。

最後に、7 ページ目でございます。文部科学省における要求について説明を申し上げます。全体としまして418億円プラス事項要求ということでございます。

1 ポツに「幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進」とございますが、これは実際の中身は、新制度に移行しない幼稚園に対する就園奨励費の要求額となっております。

下でございますように、幼児教育の段階的無償化につきましては、8 ページ以降の参考資料にもお示ししてございますけれども、幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議においてお示ししていただいた方針などを踏まえ、環境整備と財源確保を図りつつ、その対象範囲や内容などについては前年度と同様に、予算編成過程において検討していくということで、繰り返しになりますが事項要求ということでございます。

2 つ目のポツでございます。幼児教育の質の向上に関しまして、例えば幼稚園教育要領の改訂などのための調査研究事業のほか、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置でございますとか、あるいは幼稚園・保育所・認定こども園などを巡回して指導助言を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、実態における幼児教育の推進体制

の検討・整備を行う事業を新たに実施するための経費といたしまして3億円を要求してございます。

最後に一番下の3ポツでございます。幼児教育の環境整備の充実といたしまして、認定こども園の新設や園舎の耐震化に必要な施設整備に係る支援でございますとか、幼稚園教諭免許と保育士資格の併用促進、各種研修などの実施のための支援を充実するために167億円、対前年度30億円増の要求をしているところでございます。

資料3については以上でございます。

朝川保育課長 厚生労働省保育課長でございます。

資料4-1～4-3の関係で、待機児童解消加速化プランの進捗状況等について御説明をさせていただきます。

まず、資料4-3をごらんいただければと思います。ここに概要を整理してございます。現在、平成25年度から5年間ということ、5年間で40万人分の受け皿拡大を図るという待機児童解消加速化プランを進めている最中でございますが、25年度、26年度、この2カ年はもう既に実施済みでございます、その実績値が出まして、それが当初、予定では20万人の受け皿拡大という予定でございましたが、それを大きく上回る21.9万人、約22万人の受け皿拡大が行われたということでございます。

2つ目の でございますが、今年度の保育の拡大量でございますが、当初、8.2万人ということで国は目標を定めてございましたけれども、現在、市町村の進捗状況を聞いてみますと、11.7万人ということで、こちら大きく3.5万人上回っているという状況でございます。この受け皿拡大の状況、左下の折れ線グラフで示しておりますが、この加速化プランが始まる前では、毎年、5万人ぐらいの増加で推移してきておりますけれども、加速化プランが始まりました25年度には7万人、昨年度、26年度には14万6,000人と大きく受け皿拡大が進んでいます。なお、26年度の14万6,000人という数字がことし4月の受け皿拡大に反映されるという関係になってございまして、27年度の11万7,000人という数字は、来年4月に向けた保育拡大量に影響を及ぼすという関係になってございます。

右側の折れ線グラフを見ていただきますと、保育の申込者数の対前年と比べた増加の推移でございます。例年、前の年に比べますと、保育の申込者数は5万人ぐらいふえているというのが直近の状況でございましたけれども、一番右側を見ていただきますと、ことしの4月につきましては、対前年で13万1,000人という大きい申込者数の増加があったという結果になってございます。これは女性の就業率の上昇が着実に進んでいるということが背景にございますけれども、それに加えて、ことしの4月に子ども・子育て支援新制度が施行されたということで、この新制度に対する期待感が非常に大きく高まったということを反映したものと理解してございます。

結果としまして、右下、待機児童の数につきましては、5年間ずっと減ってきておりましたけれども、ことしの4月につきましては、約1,800人増ということで2万3,167人の待機児童がいるという状況でございます。

1回、資料4 - 1の3ページをごらんいただければと思います。資料4 - 1の3ページの上のグラフでございます。その中の緑色の折れ線グラフ、これは1、2歳のお子さんの保育の利用率です。分母は1、2歳の人口、約200万人でございますけれども、分子に保育を利用している子供の数を置いた利用率の推移を示しておりますが、一番右側、ことし4月の時点では、この数字は38.1%という数字になってございます。待機児童解消加速化プランで目標数字を設定しておりますのは、46.5%という数字でございます。これは3年後、46.5%に到達するという目標設定になっております。

昨年と比べますと3%ふえておりますので、この調子でふえていけばその目標が達成可能であるという推移になってございます。あともう一つ、中期的に見ていただくと、着実に1、2歳の保育の利用率が高まってきている。かなり大きい変化がここにあるということが見てとれるかと思えます。

戻っていただいて、資料4 - 3の2ページ目の一番上の表でございますが、これは5年分の受け皿拡大の見込みも含めた数字でございます。今、見ていただいた今年度の保育拡大量が真ん中辺に11万7,250人というのがありますが、来年度、再来年度の自治体の取り組み意向、現実点での取り組み意向もお伺いを今回しているのですけれども、それを含めると5年間で45万6,000人という数字になってございます。5年間で40万人と言っている数字が上振れしているという状況でございます。

真ん中の表でございますけれども、昨年度の保育拡大量、それぞれのサービスごとに見たときに何が拡大しているのかを見たものでございます。一番左、認可保育所でマイナスとなっておりますのは、新制度施行に伴って幼保連携型認定こども園に移行した保育所が多くあったということの影響で、幼保連携型認定こども園が大きく13万8,920ということにふえています。

あともう一つ、真ん中辺に小規模保育というのがございますが、これは新制度で始まったサービス類型ですけれども、2万1,774人ということで、3歳未満のお子さんの受け皿として大きく数がふえてきているという状況でございます。

3ページ目でございますけれども、自治体ごとの待機児童の状況をまとめたものでございます。左の黄色い表のところでございますが、いわゆる東京、大阪、愛知、そういった県の都市以外の市町村が上位を占めてございます。これは今年の特徴ですけれども、100人以上待機児童が増加した市町村ですけれども、この1つの影響は、新制度で求職中という保育の必要性事由について、昨年度までは市町村ごとにそれを保育の必要性なしとすることも可能であった仕組みであったわけですけれども、新制度施行に伴って、全国统一して求職中の家庭のお子さんも保育の必要性ありと、全国统一した影響で大きく待機児童がふえてしまった、そういう市町村があるということと、あと新制度への期待は、いわゆる大都市圏以外の市町村においてもそういう影響が出てきているということでございます。

真ん中の表でございますけれども、待機児童数100人以上を減少した市町村、こちらを見ていただきますと、東京の23区であるとか、政令市であるとか、大きい自治体においても、

しっかり保育の受け皿拡大をしていただいたところについては、大きく待機児童を減らしているということでございます。

最後、4ページ目でございますが、関連データということで左の2つのグラフは、1ページ目にもあるものと同じでございますけれども、右側のグラフを見ていただきますと、右上の図は有配偶女性の25～44歳の就業率の推移でございます。ここ数年、大きく就業率が上昇してきているのが見てとれるかと思えます。

こういうアベノミクスの効果もあり、女性の就業率が上昇していることが保育の利用率、受け皿拡大を促している要素もありますし、保育の受け皿拡大がこういう女性の就業率上昇の基盤となっているということが見てとれるデータではないかと思っております。

以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

4つの資料についての御説明を頂戴いたしました。私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況、2番目が地方版子ども・子育て会議の取り組みの事例調査、3番目が平成28年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算の方向性、そして4番目、保育所等関連状況取りまとめ及び待機児童解消加速化プランの集計結果などであります。

以上、4つでございますけれども、まとめて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

おおむね、お一人2分前後をめぐりに御発言を頂戴したいと思いますけれども、加藤委員から順に挙手をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、加藤委員、どうぞ。

加藤委員 全幼研の加藤でございます。

私は全幼研の代表として伺っておりますが、東京の幼稚園の園長でもございまして、今、淵上課長様から御説明がございました私立幼稚園の意向調査につきまして、とりわけ大都市圏での移行が緩やかであるという認識も持っております、そのことについて東京にある幼稚園の園長としてもお話をさせていただければと思います。2分では終わらないと思いますので、御了解をいただければと思います。

まず、私立幼稚園のあり方として、保護者が幾つもの幼稚園の中から私の子供に合った、あるいはうちの教育方針に合った、あるいはこう育てほしいという願いを持って選択をする。選んで入園をさせる仕組みで成り立っております。

教育を選択していくということは、教育の質を担保していくための前提の条件になっていまして、今、幼児教育がOECDでも非常に重要だという認識をいただいておりますが、その中には保護者の気持ちもそろえていくという営みがまずあるということを前提にしてこれからお話を申し上げたいと思います。

都市部の暮らし方ですけれども、東京で言えば鉄道が集中していますから、近隣にいろいろな駅があって、どこからも乗れる。あるいは買い物も住んでいる町から買うというのではなくて、好きなところに寄って自由に選択して買い物もする。同様に教育も自分で選んで入園するという暮らし方をしています。区境を気にしている人はほとんどなく、ここ

が何区にあるかということに気にしている人もいません。そういった意味で、保護者は自由に生活そのものも選択しながら過ごしている。これが広域ということの意味だろうと思います。

また、暮らしぶりからも広域であるということで、幼稚園が今まで都に位置づいてきているということは、その暮らしぶりにも合った広い選択肢が用意できていたということが前提にあったのだと思います。新制度が始まりまして、それが市区町村に分掌や、制度設計が移されるようになりました。市区町村における幼児教育の価値判断や保育所等のバランスのこと、あるいは待機児童対策に関しては、それぞれの市区町村の意思がございますから、それぞれの自治体の裁量が許されています。今、どういう状況になっているかというと、課長から事務量の増大という形で私立幼稚園の影響があるというように御説明もいただいたとおりですが、各園はいろいろな価値判断の市区町村の対応というものも同時に広域として背負うことになってきました。

ですから、前回書類の件をお話ししましたが、それ以外に、私学の幼稚園に通うということには、それぞれの市区町村で積み重ねてきた補助金がありましたが、その仕組みが揺らぎ始めています。

例えばA区の子が、B区に通っても入園料の補助金として8万円を補助しますという制度があり、区界を超えて園を選択ができました。それが新制度でB区にある新制度の幼稚園は、入園料相当分の加算分が、市区町村と相談し認められて、B区からも従来通りの補助金が維持される。でも、隣のA区からは、補助金は新制度に入った幼稚園には、もう出しませんという判断をされると、いきなり8万円の補助金が道路をまたただけでもらえなくなる。

これは、結局は広域を阻害する要因になってきます。その調整がどうあるのかというのは、本来、都が位置づいているわけですが、市区町村主導で今いろいろなものが構築されてきていますので、都の調整が非常にやりにくいのだと思いますし、実際、どう手を打てればよいのかが非常に混乱というか、どう打っていいかがわからない調整がしにくい状況に陥っているのだと思います。そのことは、結局は広域である教育の選択の幅を著しく狭められていきますから、そのことについて私立幼稚園としては心を痛めるものがございます。

また、2号、3号の措置に関しましても、教育の選択ではなくて3号に入ったお子さんは自動的に2号に上ってくるわけで、そういった意味で選択されていくということも、そのあたりもどういうように今後調整いただけるのかということを考えています。

東京で言えば1号の子供はまだ相当数いらっしゃいます。これからそのバランスが変わっていくにせよ、現行の1号のお子さんに対しての補助のあり方、積算のあり方に関しては著しく今、少ないわけで、規模のある幼稚園の場合は、この後、また坪井委員からお話があるかもしれませんが、1号だけでは運営が成り立たない状況になっていることがあります。しかも市区町村においては、保育園の入ってらっしゃるお子さんを20

段階以上に区切って所得によって補助の肩がわり保育料を発生させています。その肩がわり保育料を1号の子供にも適用しようとするれば、園児数は市が積算しなければならない幼児数は倍になるわけで、市区町村にそれだけの財力があるのかどうか。また、そこにお金をかけるだけの意志があるかどうかということもばらばらになっていって、しかも、それは1年、2年で答えが出ることではありません。保育園に行っているお子さんのお金を崩して幼稚園に回すということは考えにくいですから、ということは、市区町村はさらなる加算を負わなければならない。そのあたりも調整しなければならないと思います。1号のほうにもバランスのいい制度設計をお願いしたいのです。

そういった意味からも、私は新制度の充実と見直しということは非常に大事ですし、そういう都市部の幼稚園、私立幼稚園がこの制度の中で子供の教育と支援が両立できるようにしていくということを見直していただくことは非常に大事ですから、けれども、その前提となっている今のようなことについて、委員の皆様の高い見識もいただきたいし、私学助成もまだ残っているわけで、それも大事にしてくださるということですから、私学助成と新制度をどういように重ね合わせながら、いろいろな多様なメニューをして、子供の教育と支援のために使っていくという少し幅広い視座も持っていただけたらありがたいものと思います。

最後に、全幼研として、幼児教育の振興については非常に大事なことでございますから、とりわけ幼児教育の質の向上について来年度の予算に強くまた働きかけをお願いしたいとお願い申し上げて私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

無藤会長・部会長 ありがとうございました。

では、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

なるべく2分で終わるように、むちゃくちゃ早口で頑張りたいと思います。

まず、私、資料を出させていただいております。委員提出資料の23ページからごらんください。

待機児童数の定義が曖昧なせいで、過少発表しているのではないという疑惑がある自治体が出てき始めているということをご存知いただきたいと思います。私ども、23区で小規模保育を展開しているのですけれども、どの自治体に行こうかな決める場合は、その自治体の待機児童数を目安にします。一番困っている人が多いところに出そうというように決めていくのですけれども、自治体に聞くわけです。この待機児童数はどのくらいですか。うちは数十人だよと。少ないなと思って、そうなのですねと。では、認可保育所の申し込みはどのくらいあったのですかと、三千数百人ですねと。では、入れた人はどのくらいなのか、千数百人ですと。待ってください、では、その差は何ですか、教えてくださいといったときに、それは教えられないのですよというわけです。そうか、では民間の認証保育所とかそういったところで吸収しているのかなと思って定員数をその認可外保

育所の箇所数で掛け合わせてみても1,000に満たないのです。おかしいなと。どうしてこの数百人の差が出るのかなという事態があるわけなのです。これは恐らく自治体側でさまざまな解釈によって、今の待機児童数の定義を柔軟に運用していることで出てきてしまっている問題なのではないかと思っています。

これが何を起こすかという、待機児童が過少に発表されてしまって、そうすると事業者が集まらない。本当は待機児童がいっぱいいるにもかかわらず、定員数が広がらない。そして、住民が困るというサイクルをもたらしてしまうのではないかと思うのです。ですので、厚労省さんや内閣府さんのほうから、ある程度ちゃんと待機児童の定義を全国统一にして、都道府県レベルとかでいいので、ちゃんと出してというようにしていただきたいと思います。それが難しいのであれば、自治体ごとにこの子ども・子育て新制度をやる前にニーズ調査をやっていますので、それをちゃんと出して、一覧にして見えるようにしていただきたいのです。一覧にしてというのは、実は、ニーズ量は私たちが自治体に行っても出してくれなかったり、見せてくれなかったりとか、ウェブに出ていなかったりとかという状況になっているのです。なので、結局正確なデータがないと、事業者サイドとしてはどこにしていいいかわからないがゆえに、全体最適にならないという状況になってしまっているのです。この子育て支援新制度、せっかくいい制度ができたと思うのですけれども、末端のほうで徐々にスポイルされてきているという状況があるということにぜひ危機感を持って対していただきたいなというように思っておるとというのが初めに1点でございます。

2つ目、その自治体がもう既にボトルネックになっているなという感じる事例が多々あります。当初、この子ども・子育て新制度においては、疑似指定制ということで、外形基準さえ満たしていれば事業者が園をつくるということはできますということだったはずですが、相も変わらず自治体のほうでは公募制をしまして、初期投資を上げるから公募に来てね、何卒ですよ、4卒ですよみたいに言っている。これが大変非合理的なのです。何百人も待機児童がいるのに、例えば小規模保育の公募卒、4園ですみたいなことを言っているわけです。30人とか40人ですね。いやいや、待ってくださいと。500人待機児童がいるのだったら500人分つくれるはずでしょうと言っても、いいですよ、別にどうぞ勝手につくってくださいと。ただ、初期費用というのは4億しかないですからねみたいな感じになっているわけなのです。

では、初期補助なしでやればいいのかというところはあるかもしれないのですが、実は今、オリンピック需要があって、東京だと資材費が高騰して、なかなか初期の部分で数千万かかる。大体1.6倍ぐらいに資材費で今なっているのですけれども、2,000~3,000万になってしまうのです。そうすると、なかなかそれをペイさせていくというのはできないので、初期補助というのは必要になってしまう。そうすると、卒に頼らざるを得ない。そうすると、ニーズがあってもつukれないという状況になるわけなのです。

なので、これは非常にもったいない。自治体がみずからボトルネックになっているという皮肉な状況になっているということを何とか国のほうでも解決するために、サブトラッ

クみたいなものをつくっていただいて、昔、安心こども基金があったと思うのですけれども、あれみたいなものをもう一回つくっていただいて、都道府県に設置して、自治体が枠を出さないとなったとしても、事業者のほうで都のほうに申し込んで初期費用をゲットして出すみたいなことができるようにしていかないと、自治体の区引きが待機児童解消を妨げているという状況になっているということをお知らせしておきたいと思いますので、ぜひ補正予算を組むときには、保育所開設基金みたいなものをつくっていただけたらと思いますということです。

また、3、4、5歳専用の園というのできるようにしていただきたい。これは法律上、何の問題もなくできるはずなのですが、自治体でだめだよというように言う自治体は結構あるのです。何で3、4、5歳専用園というのをつくりたいかという、小規模保育をやっていると0、1、2でおしまいなのです。3歳以降は連携する卒園後の受け皿にバトンタッチするはずなのですが、今23区だとどこの自治体もそんな園は用意できませんよみたいな状況になっているのです。だったら、3、4、5歳、自分たちでつくって、セルフ連携のすといったときに、それはだめだよとなっている。だめの根拠がないにもかかわらずだめと言われている状況があるので、ここを通知か何か出していただいて、それはもう大丈夫ですよ、オーケーですよというようにしていただければ、きちんと3歳児以降の待機児童がある自治体もありますので、だめだよという理由もわからないでもないのですけれども、3歳以降の園もちゃんとふやせるようにしていただきたいと思いますということです。

最後に、ぜひしていただきたいのが、ひとり親の児童付与手当というのがむちゃくちゃ少ないという現状を何とか改善していただけないかということで、今、厚労省さんが多分要求しているのだと思うのですけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。ひとり親の貧困率、皆さん御案内かと思いますが、54%です。6人に1人の子供が貧困状態に陥っているというすさまじい状況になっています。その理由の一つが脆弱過ぎる再配分です。ひとり親の児童付与手当は、1人目は月々最大4万2,000円ですけれども、2人目は何と5,000円、3人目は3,000円という状況なのです。子供1人を月々5,000円で育てられますかという話なのです。これを長らく放置していたというのは本当に罪深いなというように思っていて、我々、社会全体が反省しないといけないと思うのですけれども、これを何とか1万円とか、そういう水準にまで引き上げて、ひとり親の貧困率というのを改善していきたいと私は思っています。

なので、厚労省さんを後押しするべく、あした、記者会見をして、オンライン署名キャンペーンを始めていきたいと思っています。ここに今マスコミの方々に来ていただいていると思いますけれども、ぜひあした、厚労省記者室でオンライン署名キャンペーンの記者会見をやりますので、よろしければお越しいただきたいなと思います。そして、国民の声を届けて、官邸に届けて、何とかひとり親の児童付与手当、月々5,000円、1日160円で子供は育てられませんよということを申し上げていきたいと思っていますので、ぜひ御協力

をよろしく申し上げます。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤栄一委員。

佐藤栄一委員 宇都宮市長の佐藤でございます。

昨日は本県におきまして、新制度における現場で抱える課題の解決に向けまして、お忙しいところ、職員との意見交換を実施していただきました。まことにありがとうございました。こうした取り組みを継続していただくことで、新制度がより充実し、全ての子育て家庭が安心して子育てできる環境の整備につながると強く感じております。

このような中、本市におきましては、ことし4月、待機児童が発生してしまいましたが、供給量を確保していくためには、地域型保育事業の新設等や私立幼稚園の制度移行を課題の一つとして捉えております。市内事業者を対象とした全体説明会の開催のほか、本市に教育・保育推進担当を配置し、各事業者へ個別に制度の説明を行っているところであります。また、供給量の確保のみならず保育士不足も課題の一つであると認識しており、各市、町において知恵を絞って財源を確保し、保育士の処遇改善や保育士確保策を独自に進めているところであります。

本日の資料にも結果があらわれているとおり、事務量や収入面など、制度の仕組みが事業者に対して十分に伝わっていない現状があるため、国におきましても引き続き制度の周知に力を注ぐとともに、早期に保育士の処遇改善が図られるよう財源を確保し、保育士確保の支援をお願いいたします。

また、私立幼稚園の制度移行が進めば現予算では不足することが見込まれますことから、量的拡充と質の改善を実現するためにも、1兆円超の財源確保はもとより、教育標準時間認定に係る施設型給付の地方単独費用分は経過措置であり、早期に子ども・子育て支援法本則に基づく財政構造となるよう、必要な財政措置を講じていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

今回御説明いただいた資料の中で、新制度の円滑実施に向けた主な課題として、さまざまな自治体、事業者への周知等が十分ではないのではないかということが記載されてきました。同時に利用者にもまだまだ周知ができていないと感じます。

保育士不足が拡大しています。質改善ベースの中で配置基準の見直しが求められますが、その見直しだけでは改善できないものがあるのではないかと。保育者は8時間労働、フルタイム、子供のそばにいます。あしたの準備をする時間が持てません。子供たちの幼児期の教育や保育をする場での保育者たちの働き方の改善についても、必要だと思えます。

また、前回は申し上げましたが、新制度がスタートして以降、整理されていない事柄がたくさんあります。

子ども・子育て支援新制度の概要という冊子にある通り消費税の引き上げにより、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質、量の拡充を図ると書いています。それでいて、その下には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、とあります。言葉の整理がまだできていません。法的にも未整理です。保育については、専門職が行う保育という定義がまだされていません。その辺の整理をしていただくことが必要です。当初、総合こども園を創設して全ての子どもたちに学校教育・保育を提供するとしていました。認定こども園法を改正したことにより、4つの類型が残りました。そこで、保育所型あるいは地方裁量型においては、全ての子どもたちに学校教育・保育という整理が不可能になりました。また、幼保連携型認定こども園以外については認定こども園という名の通り認定手続が規定されています。しかし、幼保連携型認定こども園には認定手続規定はございません。あくまでも認可という仕組みしかありません。この辺の整理も必要です。利用者そのものが理解するにはまだ時間がかかるのではないのでしょうか。これを改善しながら、新制度を充実させていただくようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、高尾委員、お願いします。

高尾委員 経団連の高尾でございます。

2点ございます。

1点目は待機児童の問題でございますが、資料4-3にございますとおり、待機児童の推移ということで、平成27年度は従来の減少傾向と異なり、増えたということでございましたが、その資料4-3の3ページにございますとおり、増えた自治体、減少した自治体、待機児童が200人以上おられる自治体とございます。例えば東京都をとりましても、左の待機児童が100人以上ふえたというのが葛飾あるいは渋谷にございますし、一方、100人以上減少したというのは大田区、練馬区でございます。

この要因について、先ほど御説明中では、増えた要因として、求職中の場合に、保育の必要性が認められたことをあげられておりましたけれども、要因を正しく把握いただき、今後の対策に生かしていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、先ほど竹林参事官から、財源の問題に触れて御意見があればということでございましたので言わせていただきますと、将来の労働力を確保するというための施策であるという理由づけから、費用負担を事業主に求めるという議論については反対でございます。

前から申し上げておりますが、将来の国の担い手を育むための施策というのは、社会全体で負担すべきものであるということで、税の財源で担うべきものと考えております。子ども・子育て支援法成立の過程を考えると、拠出金の率を引き上げる、そのかわり

に上限を設定し、用途を限定するという一方で、拠出金率は1.5%で上限が決まったのだと思います。

さらに、その上に負担を求められるということでは話が違ふということでは受け取らざるを得ない。企業に対しては、後期高齢者支援金の総報酬割や、介護納付金の総報酬割など、いろいろな負担増、負担要請が重なってきております。やはり経済界としては、第一として、働き方の問題、ワーク・ライフ・バランスの問題、恒常的な長時間労働の是正等の改革で取り組むのが大事だと思っております。

以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、安永代理人、お願いします。

安永代理人 連合の安永でございます。本日は高橋の代理で出席しております。

まず、資料1の私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況でございますが、十分に進んでいる状況にはないと受けとめております。資料1の4ページの懸案でございますが、新制度の仕組みが十分に理解できないとの回答が48.0%になっております。それぞれ各地方自治体におかれましては、新制度の意義を幼稚園に対して本腰を入れて働きかける必要があると思っております。

応諾義務や利用調整の取り扱いに不安があるということも62.1%となっております。本来、全ての子供を受け入れるというのが新制度の理念ですので、さらに理解を求めていく必要があると思っております。

7ページの有資格者不足への対応で、資格要件等の緩和の検討、子育て支援員のさらなる活用ですが、これは質の高い保育を目指すという方向性と逆行していると判断します。したがって、反対したいと思っております。

さらに、有資格者の確保をするための努力に力を注ぐべきだと思っております。水と仕事は低いほうに流れるというのが世の常でございます。保育士の処遇改善のブレーキとなることも懸念します。

資料4の待機児童の状況、待機児童解消加速化プランについてですが、保育拡大量、有配偶女性の就業率、保育所等申込者数、ともに大幅に伸びております。これは新制度の大きな成果ということで評価したいと思っております。

ただ、待機児童数が増加していることについて、各市町村における事業計画が本当に適正であるのかについても再度点検する必要もあると考えておりました。それぞれの市町村への事業計画の点検について、働きかけを要望します。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

本日は2点お願いを申し上げたいと思っております。

まず、1点目は保育人材確保についてでございます。このことにつきましては、今、保育現場で一番大きく深刻な問題と捉えてございます。ことしの4月に処遇改善3%を実現していただきまして、当園でも新卒の給与を1万円アップしました。それで求人票を作製しまして、今、募集をしているところですが、大きな効果はないというのが現状でございます。

きょうの資料3で来年度の新制度に関する概算要求の状況についてということで、先ほど御説明をいただきましたけれども、何よりも来年度の予算に向けては、現在の3%の処遇改善、5%にまずは上げていただいて、人材確保をよりスムーズにできるような材料をいただきたいというようにお願いしたいと思っております。

この資料3で4ページのところに、人材確保についてのいろいろなメニューを書いております。ぜひこういったメニューが各都道府県において確実に実施がされますような国としての後押しをお願いしたいというのが1点目でございます。

丸の3つ目の研修の中の でございます。保育実習指導者に対する講習ということで新規で取り上げていただいておりますけれども、このことにつきましては、ぜひ保育現場と養成校の両方でこういった研修をしていただくことをお願いしたいと思っております。もちろん、保育現場の実習担当が学ばないといけないことはたくさんあるわけですが、同時に、養成校の先生方にも、実習を担当される先生方にも、ともに学ぶということで、養成校と保育現場の連携がより進めるようなことにつながる事業になればと考えてございますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思っております。

2点目ですが、同じ資料3の一番最後、参考資料2というところで、幼児教育の無償化についての別紙ということでお示しいただきました。このことにつきましては、新制度に係る財源の1兆円超ということとは全く別の財源で確保して実施していただきたいということを改めてお願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、次の方、坪井委員、お願いします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

私立幼稚園の移行状況の調査結果につきまして、まず一言申し上げますと、27年度の移行が23%で、28年度予定しているところを合わせましても30%少しというところで、余り伸びていないということの原因は、資料1の4ページにありますように、特に今年度の4月、5月、6月の状況を踏まえて、私立幼稚園、28年度4月に移行すべきかどうかを判断されたと思っておりますが、その4月、5月、6月の状況の問題点がすごく出てきたということがあります。その問題はここの4ページに書いておりましたので、着実に問題を解決して改善していけば、29年からはもう少し移行するところがふえるというような考えを持っておりますので、そのためにもこれから申し上げる点につきまして、改善方をぜひお願いしたいと思っております。

まず、事務の変更とか負担が増大するという話でございます。これは本当に私どもの園も移行しましたが、大変でした。とてもパートの職員を1人雇うぐらいで済むようなものではございませんということで、正規の事務職員を1人雇えるだけのもの、加算をいただきたいと思っています。

また、事務の簡素化というところでいいますと、やはり膨大な量の事務を求められています。例えば処遇改善加算等でいいますと、たくさんの十数事業所に対して、何十枚もの職歴の証明書を取ろうとしておりますが、その事務負担であるとか、中には市において、市の臨時の幼稚園の職員とか、保育園の職員で勤務したという経歴が、その市においてデータがないというような事例が報告されております。実施主体である市町村みずからがそういうものがないということに対して、どのようにカバーしていくのかということをしきんと出していきたい。できるだけ簡素なものですむような対応をお願いしたいと思っております。

また収入面で不安がある、利用者負担の仕組みに不安があるということもすごく大きな意見になっております。収入面でいいますと、やはり大都会、東京を中心とした大都市圏において、1号の子供が多い園がたくさんある。その1号が比較的公定価格が低い。その1号を多く抱えた状態では、なかなか新制度に行っても収入面でマイナスになったりする。負担はふえるけれども、収入がマイナスになるということから非常に懸念をしている。ですから、大規模園の1号についても、もう少し御検討いただきたいということ。

もう一つ、収入面でいいますと、地域区分が非常にネックになっております。せめて1号の子供については、市町村ごとの地域区分をやめて、都道府県単位で統一できないものか。従来、私学助成は都道府県単位で決まっておりましたので、それが市町村ごとになるということは非常に激変でございました。激変がいいほうに変わったのならともかく、悪いほうに変わったというところは非常に強くあります。道路を1本隔てて違う自治体からは、地域区分が低い子供が来て、結局収入が減る。でも、支出は人件費もいろいろな経費も全部一緒です。そういった状況で切磋琢磨することを強いられているということで、地域区分につきましては、1号については都道府県単位ということを考えていただきたい。

人材確保につきましては、質の向上と相反するわけですがけれども、本当に今、現場では人が足りない、緊急避難的に何か対応を考えるべきではないかというように思っております。

また、利用調整、これは運用面になるわけですがけれども、利用調整が非常に厳しくて、在園児の弟妹が2号、3号として入園できないということがあったり、特に2号、3号に関して利用調整を厳しく行う自治体がありまして、そうすると、結局は保護者の選択が生かされない。私立幼稚園というのは保護者が選択して選んでいくものなのですが、その選択の自由を奪う制度になってしまっているというマイナス面が感じられます。

あと小規模保育について1つだけお願いしたいのですが、小規模保育が我々私立幼稚園の中でなかなか進んでいないというのは確かですが、これをやったところで例えば都道府

県の退職金社団にそのまま入れないということとか、私学共済にそのまま入れない。幼稚園と分けて1つ学校を別につくって管理しないといけない。

というのは、私学共済の1,000分の8の都道府県の負担補助が、学校には出るけれども、小規模事業には出ないというようなことになっていたりして、とても面倒なことになると思うのです。そうした細かな配慮といえますか、対応を考えていただかないとなかなかふえないのかなと思っております。

また、1兆円の財源の話は、私の話は長くなりましたので次回にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、高祖代理人、お願いします。

高祖代理人 きょう、代理で出席させていただいております、NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事の高祖と申します。よろしくお願いいたします。

委員提出資料の29ページのほうに意見書ということで出させていただいております。4つのポイントからお話しさせていただきます。

待機児童解消加速化プランということで、達成状況が上回っているということをお待ちいたします。ただし、先ほど御説明の中にありましたが、求職中の親が保育の必要性があるというところにカウントされていない自治体があったというところに驚きを覚えており、そこはもちろん求職中の親であっても待機児童のカウントにぜひ加えていただきたいと思います。

さらに、虐待防止の観点からも、保育所の入園を希望すれば必ず入れる方向で自治体で取り組みをしていただきたいと思います。首都圏では、保育園に入れなかったために母親が就業を断念する。例えば育休中であっても、保育園に入れなかったために仕事に戻ることができないというようなケースが相変わらず聞かれます。ぜひ改善を求めます。

待機児童問題は、育休を取得しているパパたちにも深刻な問題となっております。待機児童解消が加速することによって、保育の質が低下することは避けなければなりません。保育士が不足していることによって支援センター担当の保育士が保育所の勤務となり、支援センターを一時的に閉鎖せざるを得なくなっていると聞いております。支援センターも子育て中の親にとっては重要な場所です。このようなことがないように、保育の質の低下が見られる状況があれば、早急に改善をお願いいたします。

2点目、幼児教育の無償化についてです。段階的に取り組まれているということについては歓迎いたします。多子と低所得から5歳児の幼児教育無償化に取り組まれるということですが、できれば3歳児からの無償化の推進、そして早期の達成を望みます。現状、保育料が高いということで、労働賃金と保育料とを天秤にかけて、就業を諦める母親が多くなっておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

3点目、社会的養護の充実についてです。子ども・子育て支援新制度のほうでは、待機児童解消に重きを置かれて、議論されてきたところが大きいと思います。もちろんそれだ

けではありませんが、ぜひ家庭的養護の推進を進めていただきたいと思います。

児童養護施設などの小規模化も関係しますが、現状、里親に委託措置された子供の4分の3が施設に差し戻されているという現状があると聞きました。里親からまた施設の戻され、そのたびに子供の心が傷ついている現状があります。里親の教育及び児童相談所の措置決定が丁寧に行われるように、児童相談所の職員数やパワーを大きくしていただけるようにぜひお願いいたします。職員1人が100件の案件を持っているというのは考えられない数字です。

児童養護施設退所後の自立支援については、退所後児童の大学進学率というのが相変わらず1～2割ということで、一般家庭にすると大変低くなっております。進学した場合にも継続して通うことが困難な学生がたくさんいますので、返済不要の奨学金の導入をぜひお願いいたします。

あとは施設退所後に大学進学している児童などのフォローアップについてです。元の児童養護施設でフォローアップしてくださっているところもありますが、NPOなどの活動に頼っているのが現状です。ぜひ、制度的な拡充を求めます。

最後に、子ども・子育て支援の全般についてですが、児童虐待相談対応件数が8万8,931件だったと先日発表されております。孤立した子育てから虐待に及んでしまうところも大きく、これは父親が夜中にしか帰ってこないというような長時間労働も大きな原因です。働き方については、ぜひ加速的に改善していただければと思います。

また、母親が仕事に復帰した場合に、保育時間が長時間に及んでいることも問題です。残業せざるを得ず、仕事から帰れなくて子供を長時間預ける傾向も多くなっていることも聞かれています。両親学級や子育て支援の場においても、働き方の啓発を進める。内閣府でさんきゅうプロジェクトの取り組みをされていますが、そちらの徹底もお願いします。あとは、虐待防止や産後鬱の防止の観点からも、少なくとも出産後3カ月間の母親のサポート体制を整えていくところの推進をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長・部会長 それでは、中川委員、お願いします。

中川委員 京都市北白川児童館の中川でございます。

放課後児童クラブの運営に携わっている立場から、先ほど御説明のありました概算要求の関連ということで、放課後児童クラブの予算についてお願いを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、この4月から放課後児童クラブ、新たな基準が定められまして、そしてまた、従来懸念されておりました小4の壁、小学校4年生になったら放課後児童クラブを退所せざるを得ない。これについても4月からは、小学校6年生までを放課後児童クラブの対象とするということで、まさに質的向上と量的拡充、この2点について歴史的な一歩を踏み出したと考えております。

当然、このことに関して、国におかれましては、さまざまな予算について御配慮いただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、殊、職員の処遇に関しまし

ては、実はよく福祉職の給与水準については、他の職種について低いのではないかということが問題になります。私ども、放課後児童クラブにつきましては、この福祉職の中でも実は大変低い水準にあるのではないかというように認識いたしております。年収でいいますと例えば150万円未満の職員さんが全体の7割を占めるのではないかとも言われておりますし、また、自治体によって給与水準・処遇についても大きなばらつきがあるとも認識いたしております。

放課後児童クラブにつきましては、今後ますます需要が高まってまいります。職員の資質向上につきましても、現在、全国で放課後児童支援員の資格認定制度が新たに導入されましたので、この資格を取得するべく、全国およそ9万4千人、今、働いている職員がいるのですが、その9万4千人の職員が今後5年間の間に資格を取ってしっかりと業務を果たしていきたいというように考えております。

ただ、先ほど来、申し上げておりますように、現在の給与水準、処遇の中ではなかなか長期的、安定的な職員の確保が難しくございます。また、職員自身もしっかりと就業していく、そのところが難しい状況になっております。

つきましては、ぜひとも放課後児童支援員の根本的、抜本的な給与改善、処遇改善について、今回の概算要求の中に盛り込んでいただけたら大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

1人2分ぐらいというのでよろしく。時間が押してきました。

宮島委員、お願いします。

宮島委員 ありがとうございます。

私は事業者の立場でないので、今、感じていることを簡単に申し上げますと、今、世の中で非常に話題になっているのは、消費税でいきますと軽減税率をどうするかということだと思います。この軽減税率の仕組み方はこれから話し合いが行われると思いますけれども、この設定の仕方によっては、また社会保障のお金に影響があるのではないかということをお自身、とても心配しています。

この前、10%への消費税アップが延期されたときには、子育てはそうは言っても大事だよねということで、ほかのことに比べると比較的優先的に子供のほうにお金が配置されたと理解しています。そして、この中には子育ての新制度への大きな期待というものがあったと思いますので、改めて世の中の人みんなこの新制度で本当によくなったなということを感じる状態で、そして、仮に今後、税収とかそういったものがスケジュールどおりに行かなかつたとしても、子供のところに関してはしっかりと配慮してもらえというような状況をつくっていく必要があります。そんな中では、先ほど駒崎委員もおっしゃったように、本当に困っている人というのを顕在化し、困っている子供のところにちゃんとお金が行ったのだなと。本当にここに優先的にお金をつけてよかったなというように子供に余

り関心がない人にも思ってもらえるような状況をつくる必要があると思います。

そういう意味では、それを数値化したり、ちゃんと自治体の取り組みを顕在化することも大事だと思いますし、例えば、今のまま、余裕があるままに事業をやりたいというところよりは、より困っている人に手を差し伸べようとしている事業者によりお金が行くような形というのを一般の人は望んでいると思います。

ですから、今の子ども・子育ての仕組みの中で、今、本当に困っている人たちのところにちゃんとした手当てが行くような形が進んでいる。そして、それがちゃんと世の中に見えるということを狙いながらやる必要があると思います。このためには、もちろん現場の人たちの理解ですとか、その発信というのも重要だと思っております。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、山内委員、お願いします。

山内委員 3点ほど発言させていただきたいと思います。

先ほどの資料4 - 1の3ページにありましたように、保育所の利用率の推移がグラフであったように、1、2歳児の利用率がここ数年で急速に増加しています。今年度の38.1%から、次には46.5%まで増加する。さらには全国で最も高いところでしたら、1、2歳児が70%を超えているという県もあるように伺っております。

そこで、今回の新制度では3歳児の配置基準の見直しがなされ、5対1に配置基準がされたことを非常にうれしく思いますが、先ほどの1歳児の拡大にする中で、次の段階として日保協として以前より言い続けております1歳児の配置基準の見直しを要望させていただきたいと思います。

乳児の保育は家庭の代替え保育ではなく、成長の過程で大変重要な時期、その成長に有効かつ質の高い保育の実現のために、1歳児、6対1から5対1の見直しの検討をしていただくように要望いたします。

続いて、先ほども御意見がありましたように、保育士対策です。加速化プランで報告がありましたように、2年間で21.9万人の受け入れ枠が拡大され、大変喜ばしいことではありますが、ここにまたさらに幼稚園の移行が進めば、保育士の確保については非常に厳しい深刻な状況になります。

定員枠を拡大しても保育士が確保できなければ待機児童を受け入れすることができず、保育園は定員割れ、一方で、待機児童がいるというような状況が都市部だけではなく、既に各地で起こっていると伺っています。新卒の保育士の確保と離職しないで定着できる職場にするための工夫。例えば新しい保育士に対する現場での育成やメンタル面のケアを考えるなど。また、潜在保育士については、戻ってきて働き続けられる職場条件を整えるために、例えば産休に入る職員がいると、その補充ができないというのが本当に現実は大きく出ておりますし、学校行事などに保育士が参加することがもう本当に遠慮してとれないというような状況が起きています。

さらに、現在、在職している保育士の処遇改善については、給与の面の改善だけではあ

りません。11時間の保育、子供たちが在園する中で保育計画や個人記録、保育記録等を作成する時間の保障がなければ質の高い保育と安全の実現はできません。その大変責任の大きい厳しい状況の中で、この仕事を選ぶ人材が少なくなっているのが現状です。見える形で専門的に必要な業務の保障をしていただき、現場でもいろいろ工夫をしてIT化が進むなど効率を図っていきたいと思いますが、人材確保、定着化のために工夫をぜひしていただきたいと思います。

給与改善については、先ほども御意見がありましたように、保育士確保の処遇改善の3%が盛られて非常にありがたいことだと思います。その3%の活用の仕方ですけれども、自治体によってはばらばらで、一時金の支払いというような形で給与の上乗せが目に見えて実現していないところもあります。それを本当に目に見える形で幾らアップという形でできるような5%の推進を今後も推進していきたいというように思います。強く要望していきたいと思います。

地域の子育て支援の実現のための研修の充実に向けて、代替え職員の配置を現在年間2日分の研修充実を実現しているわけですけれども、これをさらに5日分実現されるような財源確保をぜひとも強く要望したいと思います。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 まず初めに、私立幼稚園の新制度の移行状況について先ほど説明がありましたが、私どもの町村では私立の幼稚園の数は少ないと思います。ですから、移行状況についてはある程度スムーズに移行しているという感じがします。しかし、思ったよりは移行が進んでいないという現状が明らかになりました。基本的な課題に沿った考えられる対応が事務的に提案されておりますけれども、新制度に移行するという前提でそれぞれの課題についての対処方針を進めてほしいと思います。

冒頭、加藤大臣以下、御挨拶をいただきましたが、幸いにして加藤大臣からは、新制度について、少子化対策の一環の中で、政府としてきちんと消費税の対応も含めてやっていくという決意のほどをうかがい、大変心強く思ったところであります。

そして、28年度の概算要求についても説明がありました。27年度は、いわゆる0.7兆円ベースでの量的拡大と質の向上について、事務方や政府に御努力いただいて、スムーズな形でスタートさせてもらい、今日に至っています。しかしながら、先ほどの新制度の移行についてもそうですけれども、まだ移行できないというのは、公定価格の問題や財源的な引き当てが、消費税が10%になったときに我々が求めてきた全体で1兆円超の財源が確保され、量的拡大や質の向上も含めて、きちんと担保されるのかという不安があるからなのではないでしょうか。ですから、きちんと安心していただくためにも、28年度予算は確実に概算要求ベースで獲得していき、また、事項要求のプラスアルファ部分の確保について、勇気を持ってひとつ取り組んでほしいなということを要望申し上げたいと思います。

今、委員の皆さん方のお話を聞いていますと、市町村の取り組みに温度差があるのではないかと、私学助成の問題でも対応がまちまちではないかと、いろいろな御指摘もあります。しかしながら、市町村の立場で考えれば、この新制度は内閣府を中心として各地域で説明会を開きながら、きちんと市町村と向き合って進めてきました。市町村もニーズ調査をしながら事業計画を策定して、それぞれのニーズに合った新制度に基づく対応をしてきたと思うのです。ただ、保護者や事業者の皆さん方からすれば、現行制度を維持しつつ、新制度も付加されて、いろいろな選択肢ができてきたものですから、できるならばこのままで移行しないという方々も事業者の中にはいたのだろうという気がします。

我々町村は1万人前後の、そして中山間地も多いので、公立の幼稚園、もしくは私立の保育所のウエートがほとんどであります。御指摘いただいているようなことのないように周知を図りながら、きちんとした新制度の運営をしていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上であります。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

もう時間がないので端的にと思いますが、今後の新制度が充実、発展していくためにも、認定こども園の役割というのは大きいだろうと思っています。また、その中で、私立幼稚園がいかに移行していくのかということも大きな課題であるかと思っており、今回提示頂いた資料の中から、私立幼稚園が不安に思っている懸念の材料点である、事務負担やそういったものについてはできるだけ可視化をしたり、フォーマットをつくったり、できるだけ簡易的にできるような対応方法や、それを先進的に取り組んでいる市町村とか、そういったものも紹介していくことが必要かなと思っています。今回、子ども・子育て会議の先進的な調査、こういったものも含めて、できるだけ可視化をすることで不安材料は消えていくのかなと思っています。

また、市町村によっては単独補助を行ったり、さまざまな努力が見られています。そういったことも可視化していくべきかと思っています。

あと、我々の中でも利用調整、直接契約というところがまだ大きな課題として残っていますが、特例パターンで柔軟に対応しているところもあります。そういったところも御紹介いただけるといいのかなというように思っています。

そして、平成28年度等における予算の関係であります。多くの委員の中から出ていた人材不足であります。潜在保育士を掘り起こそうとしても、大体子育て中であって、認定こども園の横に事業所内保育所を使って職員を確保しなければならない状況にもなっております。処遇改善の拡充を図っていただき職員をどのように育てていくのか、また、確保していくのかということが大きな目標、課題になっておりますので、御対応をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いします。

坂本委員 ありがとうございます。

公益社団法人全国保育サービス協会の坂本です。

私からは1点、居宅訪問型保育事業の周知と活用の推進をお願いします。

資料4-3におきまして、居宅訪問型保育事業の利用が極めて少ないという現状が明らかになりました。新しい形態の事業のために、自治体からは、どのように取り組めばいいのか、どのように研修をすればいいのか、人材を輩出すればいいのかというようなお声をたくさんお聞きいたします。

一方で、家庭での保育を必要とする子供たちが多くいるということで、この事業が行われることになったわけですから、ぜひ国としては取り組み事例や有効性などを広報していただきまして、一層活用できるように後押しをしていただきたくをお願いいたします。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、次は廣島委員、どうぞ。

廣島委員 日本こども育成協議会の廣島でございます。

時間も限られておりますので端的にお話をさせていただきたいと思っております。

まず最初に新制度について、幾つかの課題は抱えつつも、今までになかった保育の必要性という基本的な考え方から出発をしたということについては、実は長年認可外保育等をやっておりました者にとっては、保育の原点に立ち返ったのかなということで非常に強く感謝しております。

また、今、一番の課題、皆様方のほうからお話がありましたけれども、保育士の不足ということが、実は最大の今の私どもにとっては大きな課題である。むしろ待機児童の解消ということは、資料4-3にありますけれども、待機児童解消加速化プランということですが、これはもうまさしく保育士、人の確保がいかにあるべきということになるのだろうと思っております。特に認可あるいは認可外保育所においては、人の確保ということについては非常に大きな問題になっておりますが、特に認可外においては、その中でも困難を来しているという、むしろ事業の存続が危機的な状況にあるということすら考えている者が多いということでございます。

さまざまな形で保育士の支援ということにはしていただいておりますけれども、現場の私たちの目から見た場合には、研修に行くにも代替えの保育士がいない、あるいは現実に休みすらとれないというようなことで、さまざまなことから悲鳴にも近いような声があるということでございます。

実は今、何人かの方からお話がありましたけれども、保育士は急に生まれてくるものでもない。あるいは潜在保育士が急に顕在化するものでもないということをお考えたときに、

新たな視点から新たに子育て支援員というようなことが始まるわけですが、このような多様な人材を活用していくということも緊急避難的に、あるいは時限的な対応策として真剣に検討していく時期が来ているのではないかと考えております。多様な視点を入れるということは現場の活性化とともに職員の定着化にも通じていくであろうかと思っております。

最後に、保育士の借り上げ家賃制度ということで支援をいただいておりますが、これが永久に続くのであれば非常にありがたいわけですが、恐らく時限的なものだろうというように推測しておりますので、これがもし廃止になるということがあるのであれば、非常にソフトランディングできるような形で行かなければ非常に現場は混乱していくことが懸念されるということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、松井委員、お願いします。

松井委員 全国都市教育長会高松市教育長、松井でございます。よろしくお願ひいたします。

2点ほどお願ひをしたらと思っております。

先ほどの説明の中にもありましたけれども、幼児教育の無償化に向けた段階的な取り組みを進めていくということですが、全国の都市教育長にアンケート調査を実施いたしましたところ、保護者の収入の有無にかかわらず等しく就学前の教育が施されるべきとの声が非常に強く、幼児教育の無償化を要望する都市が多うございますので、早期の推進をよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

もう一点は、概算要求の中で幼児教育アドバイザーの育成、配置についての要求をしているところでありますけれども、幼児教育・保育の質の向上を図るために、ぜひ実現をしていただいたらありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

次は水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育についてですが、認可事業者となって以来、事務量の多さにかかなりの時間をとられていますが、ことし1年で一通りを経験すれば、来年度からはもう少し進めやすくなるのではないかと考えています。家庭的保育者の多くは、自宅を保育室として使用していますが、その際、公定価格では減価償却費が適用されますが、自治体間での差がまだあり、既に加算されているところや、新たに連絡を受けて書類の申請をしている地域などさまざまです。キャリアアップ加算の手続をとる保育者もふえてきていて、新制度における取り組みが全ての自治体、全ての事業者にも周知され、浸透していくことが必要だと感じております。

それから、保育短時間認定の子供が延長保育を多く利用すると、保育標準時間認定の子供よりも保育料が高くなるという事例がありました。保育標準時間認定に変更したという

解決方法でやっているところがありましたのでご報告します。

また、保育の質の向上、質の担保という意味では、研修制度もありますが、外部評価の仕組みも有効だと考えています。保育所では第三者評価の仕組みが確立されていますが、地域型保育については、一部は共通でも、保育所と同じ尺度でははかれないので、地域型保育の外部評価の仕組みについて、予算をつけて研究を進めていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、武藤委員、よろしくをお願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

まずは、新制度移行に関してですけれども、意見として資料1の6ページのところにありますけれども、前に何人かの方からも出ましたけれども、制度の周知についてということで、とりわけ、この中の6ページの真ん中ぐらいにありますけれども、市町村等の関係構築や保護者への理解が得られるかということについてですが、とりわけ利用する保護者の理解ということも私は十分必要なのではないかと思っています。いわゆる国民的な合意を得るための取り組みを国を挙げて行う必要があるのではないかというのが意見として1点あります。

質問としては、これも何人かの方から出されておりましたけれども、周知がなかなかできないということで、移行が出来ない理由に事務経費の補助が今回の予算の中に入れられているようです。この6ページの一番下です。事務経費の補助で平成28年度の概算要求の中身について、少し後でどういう状況になっているのかについて御説明いただければと思っています。

あと意見になりますけれども、子ども・子育て新制度ですけれども、乳幼児の保育だとか教育のあり方を中心に進められていますけれども、一方、各委員から意見が出されておりますが、子供の貧困対策というのですか。最も厳しい状況に置かれている子供たちの支援のあり方について、国を挙げてやろうということで去年から法律をつくって取り組み始めていますけれども、実態としては、理念はつくったけれども、制度ができていないと思うのです。ですので、今回は保育や乳幼児の教育のあり方について、引き続きここで検討していますけれども、私としては、できれば次回、この子ども・子育て会議の中で、子供の貧困対策だとか、最も厳しい状況に置かれている子供たちの状況についてここの省庁を挙げて、また、各省庁を超えた議論は必要だと思っていますので、ぜひこの子ども・子育て会議で子供の貧困対策の問題だとか、最も厳しい状況に置かれている子供たちの状況、これをどうするのかということについて、今の進捗状況なども資料で出していただきながら、ぜひこの場で議論をお願いしたいと思っていますところであります。

最後に、社会的養護の分野のことですけれども、これは保育と全く同じなのですけれども、何と云っても職員の確保と育成と定着策、ここが大変重要な課題になっております。

虐待を受けた子供たちの支援というのが、職員がなかなか職員配置の改善をしても集まらないという状況で、この人材確保対策も含めたところの早急なる対応をしないと、今の子供たち、とりわけ虐待を受けた子供たちの支援というのが十分できないということなので、ぜひこの場でも引き続き議論をしていただきたいし、厚生労働省のほうの今、会議でも、専門委員会等でも議論が始まっていますので、ぜひその充実をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

時間を過ぎましたけれども、全員に御発言いただきますので。

では、秋田委員、お願いします。

秋田委員 東京大学の秋田です。

まず、第1点目でございますけれども、人材確保というところが大きな問題になっています。資料1の7ページで有資格者の不足への対応というところで、今後、子育て支援員の活用などで緩和の検討が議論されております。

先ほど他の委員からも御指摘がありましたように、単に資格要件を緩和するということは質を下げる方向につながります。けれども、現状を考えたときに、単なる緩和ではなく、例えばチーム園としてというのでしょうか、チーム学校、園としての基準という形で、どういう形のコンビネーション等で実際の人材不足を補っていくのかという議論も、現状を踏まえながら時限的に考えていくといった方向で、1つはこうした一時預かり事業等を推進していく方向性というのも検討していく必要があるのではないかと考えております。

また、実際に人材確保というところで概算要求を見ますと、厚生労働省のほうでは、例えば4ページ目で保育士の養成校と就学資金や、いろいろな支援や就職促進事業などや新規卒業者の確保が議論されているのです。だが、実は幼稚園教諭も同じですが、なぜかそちらには全くそういうことは書かれておりません。考えますと、全体としてこれから養成校と密な関係をつくり、実際には養成校で資格や免許を取っても必ずしも全員が今保育界に就職をしないという現状もある中で、今後より魅力的な職場にしていくためには、文部科学省のほうの教員養成部会では議論されていますけれども、養成採用研修を切れ目なく考えていく。それを保育士や保育教諭、幼稚園教諭の中でもどういう構造を考えていくのか。そこで今後、幼稚園教諭や保育士の養成校と連携しながら人材確保の問題をさらに取り組んでいくところに力点を置いていただくことも今年度の予算ではありませんが、今後重要なことになってくるのではないかと考えます。

また、同様に、こちらも予算を見ますと、例えば文部科学省のほうで幼児教育の質の向上を挙げていただいたことは大変重要であり、そのためのアドバイザーということも重要なことであります。けれども、私たちは乳幼児の保育・教育、全体の質の向上と量の拡大を望んできております。幼児教育の質の向上は極めて重要なのは言うまでもありませんけれども、乳児期からの問題もあわせて考えるならば、今回、ありがたいことに内閣府、文科省、厚労省がOECDのECECネットワーク等の調査研究事業には3省足並みをそろえて参

加してくださることはありがたいのですが、質の向上というところになると、なぜか文部科学省が幼児教育のところだけが所管になり、厚労省はとりあえず人が足りないところを何とかするのと研修をしますというような分業になっております。

あくまでもこれは内閣府を中心にして3府省で一緒になって全体として乳幼児の保育、教育、全体の質の確保向上のための検討やアドバイザー、そのための調査研究などができるような形というのを今後考えていただくことがこの子ども・子育て支援新制度を全ての団体や関係者と一緒にやっているところの意味ではないかと考えておりますので、御検討いただくとありがたいと思います。

また、最後に、乳幼児期の保育・教育ということで、今回、認定こども園への移行の状況等が幼稚園のほうのものが出されました。こうしたデータが出てくることが見える化ということでとても重要であろうと思っています。

一方で、実は公立の幼稚園や公立の保育園がどんどん今なくなっているという現状があります。公立の幼稚園や保育園が日本の中で一定の質の保障や基準を示すという意味で果たしてきた役割が大変大きいと思います。各自治体の判断というのはあると思いますけれども、国として一定の公的な施設を保障していく方向性も重要ではないかと考えます。そうしますと、実数として、今、本当に公立の保育所が1園もなくなった自治体、幼稚園がなく、公立が一切なくなっているところもあれば、かろうじて1園は残すというようなところも出てきています。こうした実態も明らかにしていただくことが今後長期的に私たちはどういう形で、民営、私立にしていくのか、公の問題を考えるならどういう制度や措置を認定こども園においても考えていくのか。そのデータをせめて見える化していただくことも必要ではないかと考えております。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、岩城委員、お願いします。

岩城委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の岩城でございます。

今月、現状調査がまとまりました。少し紹介させていただきます。

園数は昨年度より200園の減少となりました。ここ数年、例年100園ずつの減少傾向でしたけれども、今年は大きく変化していると言えらると思います。その要因といたしましては、少子化の地域で施設を統合したり、民営化が進んでいるものと思われれます。新制度に移行してよかった点というものを挙げてくださった地域がありまして、幼稚園での預かり保育の整備が整ってきたという点です。そして、それが実施されたことによって、働く保護者が利用されるようになった。今まで幼稚園としては2年保育だったところが、こども園になったことで3年保育を始めることができたということ。保護者の選択肢がふえたとか、幼稚園教諭と保育士と一緒に研修できる機会ができるようになったというようなメリットの部分が挙げられております。

逆に課題と思われる点としては、所管が教育委員会から離れたことで、教育・保育の質

の向上や維持が難しくなってきたというような声や、民営化が進むことで教育内容の管理というものがなかなかしにくくなったのではないかという意見。正規の雇用というものが減り、臨時雇用がふえているというような現状がありました。

そして、一番大きいところは、研修時間の確保の難しさという点でございました。こういったところが質の向上というところでは懸念されるところでございしますが、新制度に移行してよかった点をぜひ生かした運営をしていきたいと思ひますし、行政にいろいろお願いしたい点がございします。

先ほど、平成28年度の概算要求が示されました。財源との関係もあるとは思ひますけれども、ぜひ幼児教育の振興のために進めていっていただきたいと思ひます。そして、特に、幼児教育の無償化は、学校教育としての幼児教育の質を保障していくためにも、それから子育て支援のためにも、ぜひ進めていただきたい問題でございします。

また、文部科学省のほうの要求にありました地域の幼児教育拠点の教育センターの設置とか、幼児教育アドバイザーの育成配置などということは質の向上に向けて効果のある取り組みと思ひますので、ぜひ進めていただきたい点でございします。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、古渡代理人、お願いします。

古渡代理人 全国認定こども園協会副代表理事の古渡です。本日は、王寺の代理として出席しています。

全国認定こども園協会としましては、4点ございします。

まず初めに、本日、概算要求の状況について御説明いただき、ありがとうございます。

今回の概算要求を見せていただいて感じるのは、早期に1兆円超の財源の確保をぜひお願いしていただき、この子ども・子育て支援新制度を確実なものにしていただきたいと思ひております。

その中で、今回、事項要求ということが中に入っております。我々、現場的に発想しますと、基準を選考するのか、または人材確保という問題で考えたときに、やはり人件費の問題が一番大きい問題だと考えています。そういう意味では、ぜひ事項要求においても、公定価格のどうのこうの以前に、この要求の中においてもさらなる人材確保及び処遇改善等におきます改善をお願いしたいと思ひております。

2点目は、実は実質4月スタートしました子ども・子育て支援制度におきまして、この半年たった時点で考えますと、実は幼保連携型認定こども園に移行したいが、地方自治体においては認定を抑制されている地域がかなり出始めているという報告が上がっております。そういう意味では、もちろん幼保連携型認定こども園におきましては認定を認めるという方向ではあったと思ひますが、もちろん、施行規則において認めない場合もあるということも書かれております。地方自治体においてどういうルールがあるかわかりませんが、それを明確化することで地方自治における認定こども園の認定における諸問題の見える化

ということだと思っておりますけれども、それをきちんとぜひお願いしたいと思っております。

また、その意味で、認定に関して抑制がかかってしまうと、実は子ども・子育て支援制度における認定こども園の役割が半減してくる可能性もあると思っておりますので、よろしくお願いたします。

3点目は、実は市町村事業における一時保育、特に幼稚園型の一時的保育なのですけれども、実際、この半年を過ぎてみますといろいろなパターンが出始めていまして、そうしますと、考え方、もちろん各市町村の考え方もあるのだろうと思っておりますけれども、やはり請求手続とか、また施設の考え方によって若干ずれが出始めております。そういう意味では、請求要求とか、一時保育におけるルール化をぜひ国のほうでお願いしたいと考えております。

最後に、前回、当協会の王寺のほうからもあったと思っておりますけれども、第三者評価の問題とかあったと思っております。今回は実は現場的な発想でいいますと、監査をどうするのかということが現場的には大事な観点かと思っております。そういう意味では、この監査によって各施設の質の向上ということも図られます。しかし、現場サイドで考えますと、今回、26年度の要するに保育所監査等々と同じ形で実は幼保連携型認定こども園が監査を受けているところが結構あります。これは保育所としての考え方、幼稚園としての考え方はあるかもしれませんが、幼保連携型認定こども園としての監査の方向性をきちんと明示していただきたいと考えております。

その意味では、第三者評価においても、また、この監査においても、ぜひ国のほうから、いついつまでにこの案を出しますよというタイムスケジュールをぜひ出していただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

本日、幼稚園の新制度への移行状況の報告ですとか、保育所の入所率等の報告があったわけですけれども、こういった各施策の進捗状況ということについては、同じようにぜひ13事業の部分についても報告をお願いしたいと思っております。

例えば昨年からは始まって、本格的にこの4月からスタートしております利用者支援事業、これは本当に保護者の立場に寄り添ってサポートしていくような内容になりますけれども、こういったものが全国でどんなように展開しているのか。新しい事業だけに、ぜひ報告をお願いしたいと思っております。

また、一時預かり事業。今、古渡先生のほうからは、3歳以上の幼稚園の部分のことでしたが、実は乳幼児のところも非常に重要なところなんです。先日、ショッピングセンターで幼稚園や保育園のパネルを出して、地域の保護者の方々にご紹介をする機会があったのですけれども、妊婦のお母さんが来られて、上の子が2歳でまだ幼稚園に行っていない

いけれども、下の子が生まれたときに預けたいと思って保育園に連絡した。一時保育を行っているところです。断られたということで、いまだに見つかっていないという話だったので。保育士さんの不足ということが、在宅子育て家庭の2人目の出産にも大きな影響を与えていると思っております。そういう意味で、これは13事業の多分一時預かり事業は非常にニーズが高く出ていると思うのです。これをどのように解決していくのかというのは市町村の事業計画の中で再点検が必要だと思っております。

また、保育所を利用する方々には、ぜひファミサポの登録をしてくださいということをお願いしているのですが、そのことも保護者の方になかなか伝わっていなかったり、自分の近くに提供会員がいなかったりということがあるのです。ですから、保育所をふやしていくというのに合わせて13事業もセットで進めていかないと、非常に厳しいということを感じております。

また、先ほど1、2歳の保育の利用率が高まっているというお話を伺いました。ただ、ゼロ歳児で言えば9割在宅ですし、1歳でも多くの方々が在宅です。この大きな層に対しての支援というのがまだまだ手薄いと思っております。地域子育て支援拠点事業も6,000カ所以上になってきておりますけれども、実態としては利用者がふえているというように思っております。今、スタッフ配置が2名となっておりますが、自治体では独自に規模の大きな地域子育て支援拠点を整備しているところが多いのです。そうなりますと、もう少し実態調査を調べていただいて、大規模のところ、地域に根差した小さいところと、この辺の対応については、質的なところも含めて実態調査などもしていただいて、質の向上につなげていただきたいと思います。それは在宅で育てている子供たちの育ちの部分にもしっかり責任を持っていただきたいと思います。ぜひそこも含めて検討をお願いできればと思っております。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、井奥代理人、お願いします。

井奥代理人

知事会からは、概算要求についてのお願いということで、幼児教育の段階的な無償化につきましては、目に見える形で計画的な実施をぜひお願いしたいということが1点。あと、2点目として、1兆円超の財源確保に向けましては、話題になっております質の向上につながる人材の確保という視点を大事にしていきたいと思っております。

最後の3点目として、社会的養護の充実につきましては、児童の入所理由が両親の離婚、死亡というものから虐待、ネグレクトというようなところに原因が移行してきておりますので、施設サービスの充実と家庭的養護の充実、その両面から、事項要求になっておりますけれども、対策の充実をお願いしたいということです。

現在、地方公共団体では子供の貧困と少子化とセットで支援策の充実に取り組んでおりますけれども、住民の皆様から、その経済的負担の軽減ということを非常に強く言われて

おりますので、お忙しいでしょうけれども、年末に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

無藤会長・部会長 ありがとうございます。

一通り御発言いただき、ありがとうございます。

多少御質問などもありましたので、事務方よりお答えなどをいただきたいと思います。お願ひします。

竹林参事官 内閣府の子ども・子育て支援担当参事官でございます。

さらなる質の向上に関しまして、多くの御意見をいただきました。28年度予算につきましては、消費税率の引き上げもまだという中で、量的拡充の分の所要額を確保するということもありまして、非常に厳しい状況ではございますけれども、本日いただいた御意見も十分に踏まえまして、財源の確保に最大限努力していきたくと思ひます。その他、もろもろの実態の把握でございますとか、たくさん御意見いただきましたけれども、そういったものも十分踏まえて実施あるいは検討していきたくと思ひます。

私からは以上でございます。

三谷参事官 1点だけ、私から追加しておきたいと思ひます。内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）の三谷でございます。

先ほど古渡代理人からお話がありました、第三者評価及び監査の話でございます。これはどちらも今3府省で実際に具体的にどうやっていくのかという検討を進めておりまして、特に監査のほうは幾つか種類がありますので、そういったものをどうのように一体的に捉えながら、また、場合によっては負担を余りかけないようにやれるかというところで検討を進めているところでございますので、できる限り早急にやりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

淵上幼児教育課長 幼児教育課でございます。

まず、水嶋委員から御質問をいただきました。新制度に移行する事務経費の補助について、どういう予算になっているかということでございます。本日の資料の中では資料3の7ページの「3. 幼児教育の環境整備の充実」というところの認定こども園等への財政支援という項目の中に新たに1項目追加して要求させていただいているところでございます。具体的には、その新制度に移行しようとする幼稚園の準備に要する経費を支援するということで、年度末、1月、2月、3月などに特に事務が集中すると伺っておりますので、その間の事務の経費を支援できるように、国レベルで補助率2分の1という形で今、要求をさせていただいているところでございます。要求額としては4億円ちょっとということで考えているところでございます。

新制度への移行に関しまして、坪井委員初め多くの方々から制度面あるいは運用面についての解決すべき課題というような御指摘をいただいております。お時間もございませんので、一つ一つはなかなか御紹介できませんけれども、いただいた御意見を踏まえまして、

一つ一つ丁寧に検討して円滑移行ができるように進めていきたいと思っております。

また、加藤委員からは大都市、東京での状況も伺いました。実は新制度の移行に関しては、地域によっての状況もまちまちでございます。県、大都市部あるいは地域によってそれぞれ移行の状況はまちまちでございますので、私ども一つ一つ丁寧に聞き取りをしながら、各地域地域に即した形でどんな支援ができるのかということもあわせて検討してまいりたいと思います。

また、何名かの委員の先生方から幼児教育無償化についてもきちんと進めてほしいという御指摘もございました。これも3府省連携しながら、年末に向けまして事項要求ということで取り組んでまいりたいと考えております。

教育・保育の質を確保するための予算も今年度、文部科学省で要求させていただいておりますけれども、これも3府省連携をして、認定こども園、保育所の方々にも活用いただけるような、こういうモデルをつくっていきたいと考えているところでございます。これも予算の確保に向けて、年末に向けて最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

野村少子化総合対策室長 厚生労働省の少子化総合対策室長でございます。

厚生労働省関係でもいろいろ新制度に関する運用面でございますとか、あるいは予算面のこと、いろいろな御提案、御意見を頂戴いたしました。さらには新制度以外の事柄についても各種御提案をいただいたところでございます。そうした御意見も受けとめながら、今後どういったことができるのか、そういったことを検討しながら、できるものについては対応していけるように関係府省とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

時間もありませんので、私からは以上でございます。

無藤会長・部会長 ありがとうございました。

さらに細かいところ、また事務局のほうにお知らせいただければと思います。

それでは、ここまでにさせていただきたいと思えます。大分時間を延ばしてしまって申しわけございませんでした。「第26回子ども・子育て会議、第29回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れさまでした。